

令和 3 年 4 月の機構改革について

1 基本的な考え方

まちづくりと連携した社会教育推進のため社会教育を市長部局で行うとともに、総合的な少子化対策、地域と学校との連携強化などの課題に対応するための機構改革を行います。

3 組織数の推移

時 点	組織数
平成 30 年 4 月 1 日	11 部、71 課、6 内室、158 係
平成 31 年 4 月 1 日	10 部、68 課、5 内室、155 係
令和 2 年 4 月 1 日	10 部、69 課、3 内室、154 係
令和 3 年 4 月 1 日（予定）	10 部、69 課、3 内室、154 係
前年比較	増減なし

(3) 定員適正化計画の実績

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
計画人数	683	665	665	647	638	630	620	605	591	568	560	555
実績人数	—	664	643	630	621	606	594	578	572	568	558	551

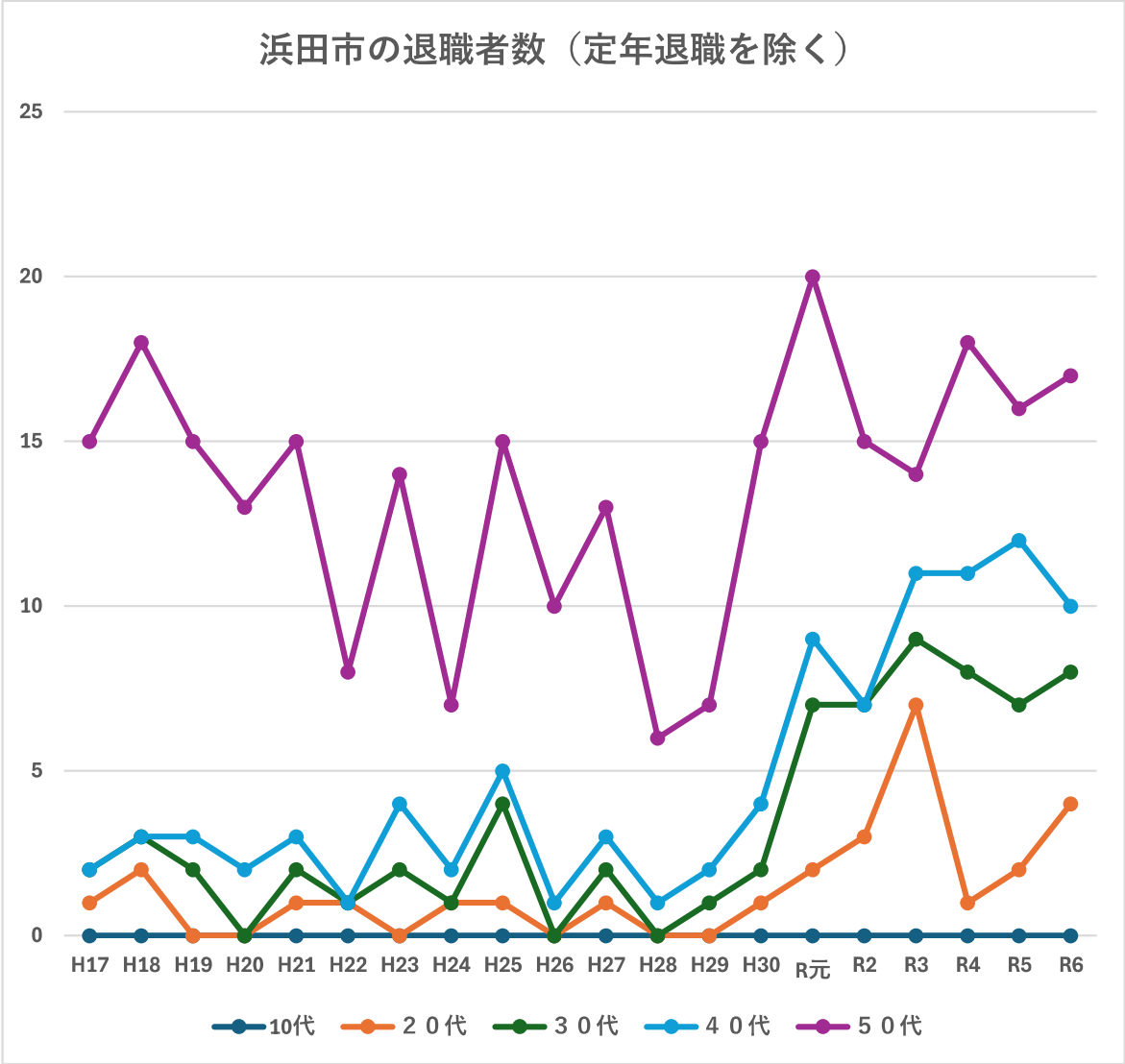
(4) 年次別職員数見込み（定員適正化計画）

区分	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	合計
職員数	551	542	527	520	508	498	491	487	481	473	463	
削減数	—	9	15	7	12	10	7	4	6	8	10	88
削減①	—	6	8	4	5	4	4	3	3	5	6	48
削減②	—	1	3	1	4	4	1	0	2	1	1	18
削減③	—	2	4	2	3	2	2	1	1	2	3	22

- ① 退職者数の 3 分の 2 採用
- ② 技能労務職不採用
- ③ 再任用職員活用（5 分の 1 採用抑制）

浜田市の退職者数(定年退職を除く)

	10代	20代	30代	40代	50代
H17	0	1	1	0	13
H18	0	2	1	0	15
H19	0	0	2	1	12
H20	0	0	0	2	11
H21	0	1	1	1	12
H22	0	1	0	0	7
H23	0	0	2	2	10
H24	0	1	0	1	5
H25	0	1	3	1	10
H26	0	0	0	1	9
H27	0	1	1	1	10
H28	0	0	0	1	5
H29	0	0	1	1	5
H30	0	1	1	2	11
R元	0	2	5	2	11
R2	0	3	4	0	8
R3	0	7	2	2	3
R4	0	1	7	3	7
R5	0	2	5	5	4
R6	0	4	4	2	7



退職者数(定年退職を除く)

年度	10代	20代		30代		40代		50代		合計
退職区分	—	勸奨	普通	勸奨	普通	勸奨	普通	勸奨	普通	
H17	0	0	1	0	1	0	0	8	5	15
H18	0	0	2	0	1	0	0	13	2	18
H19	0	0	0	0	2	0	1	12	0	15
H20	0	0	0	0	0	1	1	11	0	13
H21	0	0	1	0	1	0	1	10	2	15
H22	0	0	1	0	0	0	0	5	2	8
H23	0	0	0	0	2	1	1	10	0	14
H24	0	0	1	0	0	1	0	5	0	7
H25	0	0	1	0	3	1	0	7	3	15
H26	0	0	0	0	0	0	1	8	1	10
H27	0	0	1	0	1	1	0	10	0	13
H28	0	0	0	0	0	0	1	5	0	6
H29	0	0	0	0	1	1	0	4	1	7
H30	0	0	1	0	1	2	0	9	2	15
R元	0	0	2	0	5	1	1	11	0	20
R2	0	0	3	0	4	0	0	7	1	15
R3	0	0	7	0	2	1	1	3	0	14
R4	0	0	1	0	7	1	2	6	1	18
R5	0	0	2	0	5	2	3	0	4	16
R6	0	0	4	0	4	0	2	6	1	17
小計	0	0	28	0	40	13	15	150	25	
合計	0	28		40		28		175		271

エンゲージメント調査の実施について

1 目的

浜田市が直面している、職員採用試験への受験申込者数の減少や職員の離職増加といった人材確保に関する課題に対し、外部専門家や民間のノウハウを活用し、効果的な対策を講じることを目的として、公募型のプロポーザルを実施し、選定した事業者と一緒に職員採用や定着に関する課題の解決改善に取り組んでおり、本調査は、その一環として実施するものです。

エンゲージメント調査は、組織に属する職員が今の組織についてどのように捉えているかという状況把握を行う調査です。結果を分析し、職員がギャップを感じている組織課題に対して解決策を講じ、実行することでより良い職場づくりにつなげていくことを目的としています。

2 対象者

正規職員 640 名（任期付職員及び再任用職員含む、特別職を除く）

退職勧奨の実施について

このことについて、浜田市職員退職勧奨実施要綱に基づき、定年前の早期退職を希望する職員を対象に退職勧奨を実施します。希望する職員は、下記の要領により令和7年6月2日までに、所属長を通じて人事課長へ申し出てください。

なお、募集については、次年度において退職勧奨による職種等に欠員が生じないように、この時期の1回限りで秋の募集は行いません。

また、年度途中において新たな欠員が生じないように、対象とする退職日については、令和8年3月31日のみとなります。

記

- 1 対象者：今年度末日における年齢が満45歳以上59歳以下で、かつ、その勤続年数が10年以上である者(医師を除く)
※定年引上げに伴い、今年度60歳に達する職員（S40.4.2～S41.4.1生まれの職員）の退職については、60歳以後の勤務についての意思確認申出を踏まえ、本通知とは別に個別調整します。
- 2 退職日：令和8年3月31日
- 3 申出方法：定年前の早期退職を希望する職員は、所属長を通じて人事課長へ

浜田市職員早期退職優遇制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜田市職員（以下「職員」という。）の円滑な人事管理及び組織の活性化を図り、もって行政の効率的な運営に資することを目的に、島根県市町村総合事務組合市町村職員の退職手当に関する条例（平成4年条例第15号）に定める職員の早期退職優遇制度について必要な事項を定めるものとする。

(早期退職の対象者)

第2条 早期退職優遇制度の対象者は、医師を除く職員であって次の各号に該当する者とする。

- (1) 退職する日の属する年度の末日における年齢が満45歳以上55歳以下であって、かつ、その勤続年数が10年以上である者
- (2) 退職する日の属する年度の末日における年齢が満56歳以上59歳以下であって、かつ、その勤続年数が10年以上である者

(早期退職の方法)

定年前早期退職特例措置

定年前 20 年以内に勤続期間 20 年以上の職員（定年前 6 月以内の者を除く。）が、応募認定（注 1）・公務上死亡・傷病（注 2）等により退職した場合、定年前の残年数 1 年につき退職日の俸給月額を 3 %割増して基本額を算定。

ただし、事務次官・外局長官クラス（一般職給与法指定職俸給表 6 号俸相当額）以上の者は割増不適用、局長クラス（一般職給与法指定職俸給表 4 号俸相当額）以上の者は割増率 1 %、審議官クラス（同表 1 号俸相当額以上 4 号俸相当額未満）の者は割増率 2 %となっている。

<定年前早期退職特例措置（下記点線部分）>

退職手当の基本額＝

退職日俸給月額 × $\left[1 + \left(3 \% \left[* \right] \times \text{定年までの残年数} \right) \right] \times \text{退職理由別・勤続期間別支給率} \times \text{調整率}$

〔*〕局長クラス… 1 %、審議官クラス… 2 %、定年までの残年数が 1 年の者… 2 %